

令和8年分 (高知県)

評価倍率表（大規模工場用地用）

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達22（大規模工場用地の評価）の(2)の定めにより大規模工場用地を評価する場合に使用するものです。

なお、複数の市区町村等にまたがって所在する大規模工場用地等の倍率については、その工場等の事務所、事業所等の所在地に掲載しています。

音順	所在地等			固定資産税評価額に乗ずる倍率	借地権割合
	市区町村名	町名又は大字名	丁目又は字名等		
あ	安芸市	—	—	全ての大規模工場用地	0.6 50%
こ	高知市	—	—	全ての大規模工場用地	1.0 50%
	香南市	—	—	全ての大規模工場用地	1.0 50%
す	須崎市	押岡	—	全ての大規模工場用地	1.1 50%
		下分	—	全ての大規模工場用地	1.1 50%
		桑田山	—	全ての大規模工場用地	1.4 50%
な	南国市	篠原	—	全ての大規模工場用地	1.2 50%